

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局道路河川部河川課 (06-6615-6833)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認
概要	河川法では、河川管理者以外の者が河川工事や河川の維持を行うことを希望し、河川管理上支障がない場合においては、河川管理者の承認を受けて、河川工事や維持を行うことができるとしています。この承認を受けようとする場合は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	河川法第20条 河川管理施設等構造令（平成25年7月5日政令第214号） (建設局道路河川部河川課窓口にて設置)
審査基準	以下の基準に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 ・当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 ・周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。 ・河川管理施設等構造令（平成25年7月5日政令第214号）に合致すること。
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	河川工事等の承認申請書および関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002580.html
備 考	